



教育条件の整備と 教職員の多忙化解消

市町教委・校長会への後期要請を行う

尾北教労は、11月に、人事異動に関する要請と、来年度に向けてのいくつかの重要課題に関する要請を、各市町教委および丹葉地区小中学校校長会に對して行いました。現状と今後の課題について考えます。

スクール ソーシャルワーカー

不登校やひきこもり、中学生の進路進学などへの対応で、それが、貧困問題などの家庭環境に関わる事案の場合、担任あるいは学校だけの対応では困難や限界が生じます。

そういった事態への対応で、市町教育委員会でスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と家庭、そして、行政や児童相談所などの外部機関への相談も含めた対応が、ここ数年で進められています。

尾北では、扶桑町と江南市ですでに配置されていますが、岩倉市と大口町でも新たに配置されました。犬山市でも配置の方向で進められています。

担任任せになってしまうと、勤務時間

小学校英語 専科教員加配を

外に及び対応が必要になる場合もあり、心身ともに疲弊してしまいます。スクールソーシャルワーカーによる対応を、今後、どの学校でも進める必要があり、さらなる制度の拡充が求められています。

来年度から小学校での英語教科化が始まります。英語は専門性が高い教科なので、担任任せにならないよう、各市町では、すでに英語の専科教員(県費)の加配や市町独自のALTやNETの拡充などが進められています。

また、英語の専科教員が加配されている小学校では、英語の授業が、担任の空き時間(実務時間)となつてしまつてしまつてもあり、担任の多忙化解消にも役立っています。尾

北教労では、全ての小学校に英語の専科教員を加配するよう要請を行いました。また、授業時数確保については、現在の日課の中で無理なくできるようなすることを各市町教委と丹葉校長会に要請しました。

特別支援教育 支援の拡充を

インクルーシブ教育が進められ、ここ数年で、重い障害を抱えた子の入学が増えてきました。

それに対応するように、現在では、障害種別に1名の在籍で特別支援学級を新設できるようになっています。尾北でも、弱視や病弱などの学級が設置されています。

同時に、各市町では、支援員の増員や介助員の配置、さらには施設設備の整備や改修を進めることが必要になってきます。しかし、現状では、市町によっては、対応しきれない実態も見られます。

支援を要する子どもが今後ますます増えることも予想されるので、対応が学校任せにならないよう、各市町教委が機敏に対応を進めることが求められています。

変形労働時間制 導入しない

政府が導入を図り、各自治体の判断で

実施可能としている「1年単位の変形労働時間制」は、在校時間記録表の時間外勤務の数字を減らすだけで、実際には、多忙化をさらに進め、退勤時刻を今より遅くし、教員の健康・生活・家庭に弊害を及ぼす恐れがあるので、導入しないよう各市町教委に要請しました。

一方、「どうせ、5時すぎても残って仕事しているから、それが勤務時間になるだけで今までと変わらない。夏休みに休みが多く取れるからその方がいい」と思っている方もみえるかもしれません。

しかし、6時まで勤務時間となれば、そこに、会議や打ち合わせが入ってくることは十分予想されます。そうすると、子どものプリントやノートを見たり、明日の授業の準備をする仕事は、そのあとになり、今までよりさらに退勤時刻が遅くなる恐れがあります。

さらに、わが子を保育園に迎えに行くなど、家庭の都合で、今まで、勤務時間後、すぐに退勤しないといけなかった方にとっては、苦痛の事態となります。

また、平日に長く働いた分を、長期休業中に休みをとり、勤務時間の帳尻を合わせるつもりですが、実際には、今でも、長期休業中は、出勤や出張で十分休みがとれません。そして、普段なかなかとれない割り振りの年休を、このときにまとめてとっているのも実情です。

そういった現状を直視せず、平日にさらなる超過勤務をさせ、その分を長期休業中に解消するというのは、無理な話です。

※裏面に続く

そもそも、「5時までの勤務」というのは、8時間労働制（1日24時間を、8時間は仕事に、8時間は睡眠に、8時間は自分のために使う）の原則に立った考えで、人間の生理現象に合わせたものです。

平日多く働いた疲れは、毎日積み重なり、体が疲弊し、長期休業中までもちません。時間を操作して在校時間記録表の時間外勤務を減らそうとしても、人間の体の疲れは、同じように操作できません。

変形労働時間制の導入は、各市町ごとで決めることになっていきます。尾北において変形労働時間制を導入しようとしている市町教委は、現在ありません。

今後とも導入しないことが強く求められており、今、各学校や教育委員会で進めている、多忙化解消の取り組みをさらに進めることが長時間勤務解消の本筋だと言えます。

日常使う割振変更簿 職場で周知と活用を

県教委の調査では、日常使用する時間外勤務の割振変更簿が、尾北の多くの学校で設置されている現状が明らかにされています（※資料参照）。しかし、そのことが職場で周知されず「知らない」、「使われていない」といった声が聞かれる職場があります。

職員会議が延長した際など、校長が割り振りをこるよう指示しますが、平日でも取りやすくするために個人別の割振変

更簿が設置されています。それでも取れない場合は、長期休業中を含め、割り振り対象の全職員が、必ず割り振りをこるようにするのは校長の責務です。

割り振りをこらないまま超過勤務が放置されるのは、校長の管理責任が問われます。まずは、個人別の日常使用する割振変更簿の周知と活用が必要です。

平成30年度 勤務の割振り変更簿調査結果

※(資料) 日常使用する割振り変更簿の調査結果(愛知県教委)の抜粋<数字は小中学校数>

※ ア(作成している) イ(作成していない)

市町村名	29年度		30年度		イの理由
	ア	イ	ア	イ	
一宮市	0	61	0	61	口頭で対応しているため
稲沢市	0	32	32	0	
犬山市	11	3	12	2	・日常の割振りは口頭で行っている。 ・口頭のみで、変更簿を要しなかった
江南市	2	13	13	2	・日常の割振りは口頭で行っている。 ・メモで必要事項を記入している。
岩倉市	7	0	7	0	
大口町	0	4	4	0	
扶桑町	0	6	6	0	

担任の持ち時間数 軽減を

授業の持ち時間数について、尾北教労は、「当面、授業の持ち時間数が、小学校25時間以内（1日1時間以上の実務時間《空き時間》確保）、中学校20時間以内（1日2時間以上の実務時間《空き時間》確保）となるよう改善を進めること」を要請しました。

特に、学級担任にとっては、授業時間以外に、学級や学年、そして分掌などの実務があります。さらに、生徒指導や保護者への対応に追われると、明日の授業準備すらできない事態になってしまい、退勤時刻が遅くなり、多忙化につながります。

担任の実務時間（空き時間）が確保されている学校では、教頭・教務・校務が、書写・図工・理科・社会等、単独で担う科目を担当し、評価を含めた教科指導にあたり、空き時間確保につながっています。さらに、理科や英語の専科教員が加配されている学校は、その分、空き時間が増えていきます。

一方、教頭・教務・校務が、少人数やTTの授業に入っている学校では、担任の空き時間にならず、持ち時間数が多いというのが実情です。

まずは、各学校での対応で、担任を助ける体制をつくっていきたいものです。そして、専科教員の加配が進むよう教育委員会に強く要請していく必要があります。

インフルエンザ 風邪などは療養休暇で

寒い時期になり、これから風邪やインフルエンザの心配が生じます。子どもだけでなく、教職員も風邪やインフルエンザに罹り、病院で診てもらったり、休まざるをえなくなったりする事態になります。

病気やケガで病院に行ったり、休んだりする際は、療養休暇がとれます。1時間ごとでも1日ごとでもとれます。個人別の療養休暇の届け出用紙に記入して校長に届けるだけです。忙しい毎日なので、つい年休で処理してしまいがちですが、尾北教労では、「職員が病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること」を校長会に要請しています。

また、給与やボーナスへの影響も実際には次のようにほとんどありません。せっかくの制度をぜひ活用していきましょう。

- ①療養休暇は、1日や1時間単位で取れる。
- ②ボーナスは30日未満、給与は40日未満なら、その処遇には影響がない。
- ③1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ない。

★市町教委と校長会への人事異動の申し入れ書と後期要請書の全文及び、割振変更簿の調査結果の資料は、尾北教労のホームページからご覧いただけます。

（「尾北教労」で検索）

人事異動に関することや職場で困ったことなども、ホームページのメール等でご相談ください。